

平成20年1月18日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号  
KDC渋谷ビル4階  
ビ・ライフ投資法人  
代表者名 執行役員 上田 求  
(コード番号: 8984)

資産運用会社名  
モリモト・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役 浅田 利春  
問合せ先 財務経理部長 漆間 裕隆  
TEL. 03-5466-7303

### 資産運用会社の社内規程（利害関係人等取引規程）の変更に関するお知らせ

ビ・ライフ投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるモリモト・アセットマネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、社内規程である利害関係人等取引規程（以下、「本規程」といいます。）の内容を一部変更することを本日決定しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）上の「利害関係人等」の定義変更を踏まえ、利益相反防止の実効性確保の観点から、取引実績・可能性のある先を除外することができないよう、本規程上の定義と呼称を整理しました。
- (2) 不動産市場における優良物件の取得条件・競争が厳しい現環境下、鑑定評価の遅効性等に起因する鑑定評価額と実勢価格間の乖離の発生も想定されることから、投資主利益に資する優良な物件取得の機会を逸することなく、適時適切な意思決定が可能となるよう、鑑定評価額に基づく取引価格の制限の見直しを実施しました。

##### 2. 変更の主な内容

- (1) 投信法上の「利害関係人等」と本規程で独自に定める「特定関係者」（範囲を拡大）をあわせて「利害関係者」としました。この結果、利害関係者の範囲は、改正前の投信法に基づくものと大きく変わることはありません。
- (2) 利害関係者からの物件取得については、引き続き鑑定評価額の範囲内での取引を原則とします。ただし、当社が算定する投資価値が鑑定評価額を上回ることに合理的な理由がある場合には、鑑定評価額の110%を上限する取得が可能となるよう取扱いを変更しました。
- (3) その他、手続きの明確化に伴う所要の変更等を行いました。

以上

※本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.blife-reit.co.jp/>